

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

令和 7 年施行改正育児・介護休業法について Part4

旧年中は格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございました。本年も貴社の更なる発展のため、微力ながら尽力して参りますので、変わらぬお付き合いの程よろしくお願い申し上げます。

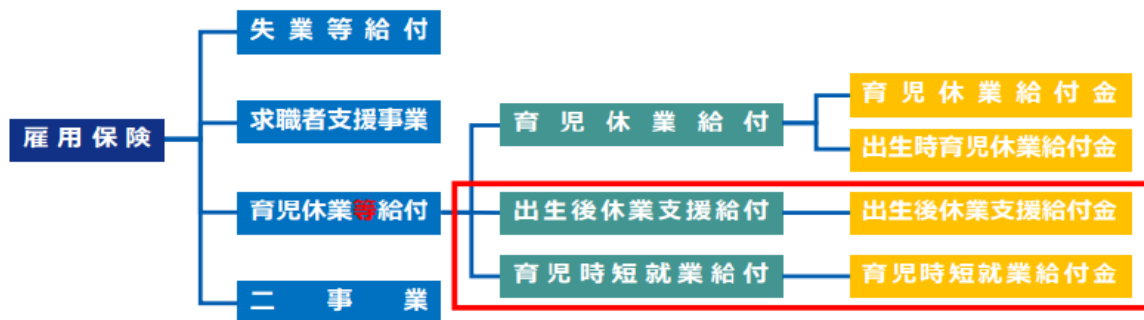
弊所ニュースレターでは、本年も労務に関する身近な情報をお届けしてまいります。快適な職場環境の形成に貢献できるよう尽力してまいりますので、ぜひご覧ください！

今月は改正育児・介護休業法に関連して、令和 6 年雇用保険制度改正により創設される雇用保険の育児関連給付金制度をご紹介します。

■ 出生後休業支援給付及び育児時短給付の創設

令和 6 年雇用保険制度改正により、[出生後休業支援給付](#)及び[育児時短就業給付](#)が創設され、育児休業給付と併せて、[育児休業等給付](#)となります。

【令和7年4月1日以降】



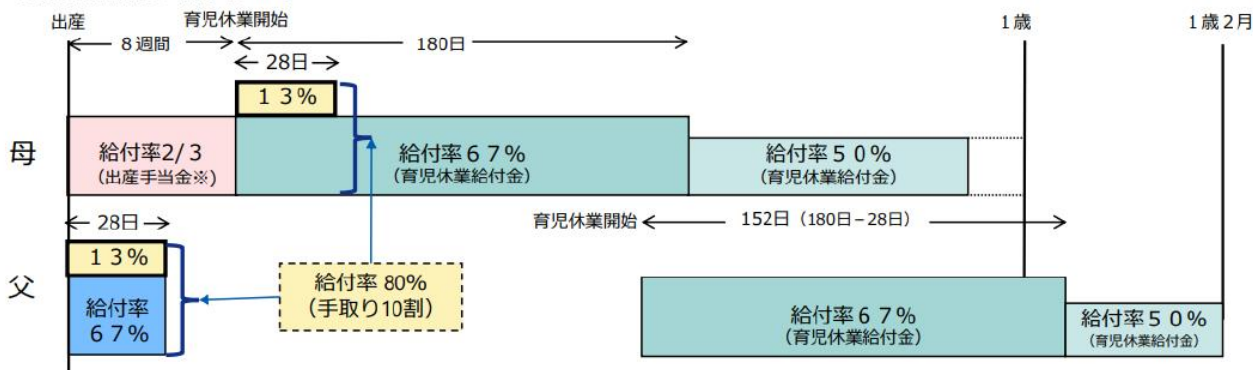
厚生労働省：「令和6年雇用保険制度改正（令和7年4月1日施行分）について」より

■ 出生後休業支援給付金とは？

子の出産直後の一定期間内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、夫婦が共に14日以上の子育て休業（出生後休業）を取得した場合において、最大で28日間、休業前の賃金の13%相当額を支給する給付金をいいます。

これにより既存の育児休業給付金または出生育児休業給付金と合わせて、休業前の賃金の80%相当額の給付率となり、手取りで10割相当を受給することができます。

○育児休業給付の給付イメージ



※健康保険等により、産前6週間、産後8週間について、過去12ヶ月における平均標準報酬月額額の2/3相当額を支給。

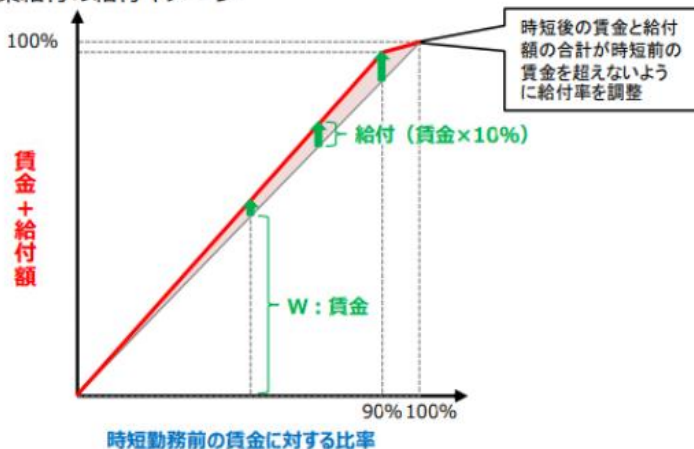
厚生労働省：「令和6年雇用保険制度改正（令和7年4月1日施行分）について」より

■ 育児時短給付とは？

現状では、育児のための短時間勤務制度を選択し、賃金が低下した労働者に対して給付をする制度がないため、「共働き・共育て」の推進や、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として、時短勤務制度を選択できるようにしていくという背景から創設されました。

被保険者が 2歳未満の子 を養育するために、時短勤務をしている場合 の新たな給付金として創設されました。給付率については、休業よりも時短勤務を、時短勤務よりも従前の所定労働時間で勤務することを推進する観点から、時短勤務中に支払われた賃金の10%とされています。

○育児時短就業給付の給付イメージ



厚生労働省：「令和6年雇用保険制度改正（令和7年4月1日施行分）について」より

参考リンク

厚生労働省：「令和6年雇用保険制度改正（令和7年4月1日施行分）について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001293213.pdf>

改正育児・介護休業法に関する情報は以下のリンクからご確認ください。

厚生労働省：育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

厚生労働省：育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

厚生労働省：令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A（令和6年11月19日時点）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001325224.pdf>

厚生労働省：育児介護休業等に関する規則の規定例【簡易版】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000685056.pdf>

育児・介護休業規程に関してご相談等がございましたら、[こちら](#)のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

◆1月の労務スケジュール

- ～1/31 12月分社会保険料納付
- ～1/10 12月分源泉徴収税額住民税額の納付
- ～1/31 給与支払報告書の提出



Legal Networks
CORPORATION

<https://www.kintakanrikenkyujo.jp/>

編集担当：奥田

編集責任者：勝山

社会保険労務士法人
リーガルネットワークス

〒160-0022

東京都新宿区新宿1-34-13 第一貝塚ビル302号

TEL :

03-6709-8919